

日本核医学技術学会 中国・四国地方会令和 3 年度

理事会 議事録案

会議期間 2021年5月9日(月) 13:30~17:30

会議方式 WEB会議

参加者 16名

会長	高畑 明 (JA廣島総合病院)	実行委員長	高内 孔明 (広島大学病院)
監事	吉岡 隆二 (島根県立中央病院)	事務局	阿部 俊憲 (川崎医科大学附属病院)
理事	前田 幸人 (香川大学医学部附属病院)	理事	宮本 博樹 (滝宮総合病院)
理事	所谷 亮太郎 (高知大学医学部附属病院)	理事	岸本 幸治 (市立宇和島病院)
理事	石村 隼人 (愛媛大学医学部附属病院)	理事	國金 大和 (徳島大学病院)
理事	大石 誉奈 (山口大学医学部附属病院)	理事	川副 敏晴 (松江赤十字病院)
理事	中嶋 真大 (岡山大学病院)	理事	川上 雄司 (倉敷中央病院)
理事	宮井 将宏 (川崎医科大学総合医療センター)	理事	崎本 翔太 (鳥取大学医学部附属病院)

欠席者 3名

監事	中野 健児 (鳥取県立中央病院)		
理事	迎 保志 (徳島県立中央病院)	理事	林 直弥 (高知大学医学部附属病院)

順不同、敬称略

議事録

理事会は、高内孔明氏の進行で行われた。

1) 理事交代について (大石 理事) : 資料1

- ・ 深見理事(山口県)の後任は、中原 佑基氏(山口大学医学部附属病院)が推薦され、了承された。次回の理事会から招集する。
- ・ 大石理事(山口県)が、今回の理事会をもって理事退任の意向を示し、承認された。山口県の理事1枠は、保留として大石理事が後任を探す。

2) 令和2年度事業報告について (吉岡 前大会長) : 資料2~4

- ・ 吉岡前大会長が令和2年度事業報告を行った。
- ・ 令和2年度第1回理事会において、令和2年6月20日、21日に予定されていた第32回中国・四国地方会の開催中止が承認された。
- ・ 令和2年度第2回理事会において、令和3年度中国・四国地方会の開催県が広島に承認された。
- ・ 令和2年度総会は、委任状(内訳:会長委任99名)が、全会員(128名)の10分の1を超えたため、2020年12月29日に開催された。
- ・ 監事の交代時期は、6月19日の広島大会である。(監事は、毎年1名ずつ交代し、2名体制)前々回大会長である中野監事は、広島大会で任期満了である。広島大会以降の監事は、前回大会長である吉岡監事と、今回大会長である高畑の2名体制となる。
- ・ 第32回中国・四国地方会の収支報告書について確認を行った。
- ・ 令和2年度理事会の議事録、および令和2年度総会の議事録について確認を行った。

3) 令和2年度会計報告について (阿部 事務局長) : 資料5

- ・ 阿部事務局長から収支報告があり、収入と支出に関して確認を行った。
- ・ 会費入金手数料は、払い方によって手数料が異なることを確認した。

4) 令和2年度監査報告について (吉岡 監事) : 資料6

- ・ 令和2年度監査報告について、全て適正に処理されていたと吉岡監事が報告した。
- ・ 本来であれば監事2名の捺印が必要であるが、準備期間が短かったこと、連絡が取れなかったことにより、吉岡監事だけの捺印となっていることが確認された。

5) 令和3年度事業案報告について (高畑 大会長) : 資料7

- ・ 高畑大会長が令和3年度事業報告を行った。
- ・ 令和3年度中国・四国地方会理事会は、2021年5月8日13:30~17:30にweb形式の会議を行った。
- ・ 第33回中国・四国地方会(広島)は、2021年6月19日(日)13:00~16:20、Cisco Webex Meetingsシステムを用いたLIVEによるWEB開催を予定している。
- ・ LIVE配信中の中断、急な中止などのトラブルを配慮して、参加登録費は無料とする。
- ・ 大会ホームページにバナー広告を設置することで収入を得る。

バナー広告用の入金の上進について質問があった。

⇒ 6社のうち4社は入金が行われていることが報告された。

大会開催に必要な費用の持出しがあるか質問があった。

⇒ 準備金で賄われていると報告された。

- ・ 事前登録が4月27日から開始しており、現在の登録者は90名と報告された。（使用するWEBシステムは200名まで可能）。核医学に携わっていない人にも登録、視聴していただけるよう、各県で登録を促してほしい旨が伝えられた。

（現在は、機器メーカー、薬剤メーカーの方に対する登録は広報していない）

- ・ プログラムの中に総会が入っていることに関して指摘があった。

⇒ プログラムの中に入れない方がいいため、修正を行うことになった。

- ・ 地方会誌は、2021年7月以降大会ホームページに掲載予定であると報告された。

（次回大会に向けたHPの更新が行われるまでの1年間は、HP上に無料で残すことが可能）

地方会誌は、印刷物を作成せずデータ配信のみ行われるか質問があった。

⇒ 会員の利便性を考慮して、HPからダウンロードが可能な方が良いのではと回答された。

① WEB規約について: 資料8

- ・ WEB規約に関して、高内実行委員が作成したものが資料として提示された。このWEB規約は、前回理事会で指摘された内容を修正したものである。このWEB規約は今大会のみに適応するものである。
- ・ 規約の概要は、①本会が正常に行われなくても責任は負わない、②発表内容の保存および私的利用の禁止、③大会進行の妨害禁止である。

⇒<採決> 採用

② 本年度の理事会資料・議事録の開示方法について

- ・ 総会で報告を行い、HPにも掲載する予定である。
- ・ 資料は後日メールで送ることになった。

6) 令和4年度地方会開催について（前田 香川理事）: 資料9

- ・ 前田理事が令和4年開催予定の第34回中国・四国地方会（香川）の準備状況について報告を行った。
- ・ 開催予定日は2022年（令和4年）6月25、26日である。

他の開催候補日に関して質問があった。

⇒ 6月11、12日、もしくは6月18、19日も可能ではないかと回答された。

- ・ 開催方法は、現地開催で準備を行っているが、WEB開催も考慮している旨が報告された。
- ・ 会場の予約は1年前から可能になるため、まだ確保できていない。会場場所として候補に挙がった施設の工事の関係で、予定日の会場確保が困難となる可能性が報告された。
- ・ 情報交換会は、現在は開催しない方針である。
- ・ メーカー講演は、実行委員から依頼するのか質問があった。
⇒ 実行委員から依頼すると回答された。
- ・ 大会ホームページは、m3学会研究会のサービスを使用する。

- ・大会準備金の振り込み時期について質問があった。
 - ⇒ 例年は3月であるが、繰越金があるため、随時可能であると回答された。
- ・学会印の運用について質問があった。
 - ⇒ ほとんどのメーカーが電子印で対応可能であるが、一部実印を求められる場合があると回答された。
- ・学会印の所在について質問があった。
 - ⇒ 現在は広島にあり、関連した荷物と一緒に引き継ぐと回答された。

7) 次々期（令和5年度）地方会開催地の選定について：資料10

- ・開催地から最も遠ざかっている岡山県が提案され、仮決定された。

8) 令和3年度地方会における功労者の推薦について

- ・功労者の推薦は、前々回大会長を経験された中野氏（本会の会員であることも確認済み）事務局の阿部氏から連絡予定

9) その他（会則と細則の変更）について：資料11,12

- ・会則の変更は総会において承認を得る必要があるが、細則の変更は理事会で決定・変更が可能である。
 - ⇒ 本日は、会則の変更に関する検討を行い、細則は次回以降の理事会で検討を行う案が示された。
 - ⇒ 会則を厳格化する変更は、総会後にHPに変更点を掲示した後にする案が示された。

① 会長職と大会長職の分離について

- ・会長は、理事のトップであると会則に明記されている。
- ・現在の運用において、会長は次期地方会大会長になるため、1年ごとにトップが替わる。中国・四国地方会のHPが無いこともあり、学会本部から会長が誰なのか把握困難である。本来であれば会長職は数年固定すべきではないかと提案があった。（大会長職の任期は1年であるため、会長職と大会長職を分離させる必要あり）
- ・三村氏（川崎医療福祉大学）が事務局長のときは、全国との窓口役も担っていたため、困ることは少なかった。

⇒<採決> 採用

② 会則の改定および委員会の設置について

A) 第7条：会費の納入について

<旧>会費は所定の会費を年度当初に納入しなければならない

<新>会費は所定の会費を年度内に納入しなければならない。

- ・会費納入に関する実状に合わせて変更してはどうかという案が示された。

⇒<採決> 採用

- ・現在は、滞納した会費は徴収していない。
- ・大会準備金（15万円）を毎年支出するためには、150名の会員登録が必要である。会費をさらに増やす努力が必要である。
- ・大会準備金が余った場合の対応について質問があった。
 - ⇒ 事務局に返還することが可能であると回答された。（大会準備金15万円までは返還可能）
 - （メーカーから集めた協賛金は、余剰があってはならない）

- ・ 会員が会費（1000円）を払うメリットを感じていないのではと指摘があった。
（毎年地方会に参加する者は、会費が安くなるメリットがある）
（地方会ごとに会員が増えることを邪魔しないように配慮する必要あり）
⇒ 学会発表後の後抄録をプロシーディング（講演要旨集）に格上げし、実績とすることが可能になれば会員にとってメリットになる。（博士課程修了者2名による査読が必要）
⇒ 会員のメリットをHP等に明記する案が示された。
- ・ 中国・四国地方会は、懇親会の参加によるコミュニケーションも会員にとってメリットである。
⇒ 初回参加者の懇親会費の割引など、懇親会に参加しやすくする案が示された。

B) 第9条：資格回復について

<旧>会費滞納分を完納した場合には会員の資格を回復する。

<新>会費滞納分を完納した場合、または理事会にて資格回復を認められた場合には会員の資格を回復する。

- ・ 現在の会則では、2年滞納した会員は即資格失効となる（第7条）。
- ・ 会費支払いの督促を行い、払われなければ理事会で話し合い、資格失効を決定する。
⇒ 資格を失効した者は、総会で個人名を出すかについて質問があった。
⇒ HPで資格失効や資格回復に関する規則を明示して、該当する会員に連絡を行った後、会員資格をどうするか理事会で決める案が示された。
- ・ 各地方会のたびに入会する会員が、入会を継続してもらえるような工夫が必要である。
- ・ 資格失効など、急に規則が厳しくなると会員の減少に繋がるため、数年の移行期間が必要である。
- ・ 「脱会する場合は所定の様式で届け出るものとする」と記載があるが、所定の様式があるのか質問があった。
⇒ 退会に関する所定の様式は無いため、事務局（阿部）にメール連絡することで退会が可能である。
⇒ 会費支払いに関して、事務局（阿部）にメールすることで確認が可能である。
- ・ 地方会用のHPが無いため、会費の支払い方の詳細が不明である。→ HPへの掲載が必要である。
- ・ 会員を大幅に減らす可能性があるため、猶予を設けて緩やかに変更していく案が示された。

⇒<採決> 採用

C) 第10条：役員について

<旧>本会に次の役員をおく。会長1名 理事若干名 監事2名

<新>本会に次の役員をおく。会長1名 副会長1名 理事若干名 監事1名 相談役若干名

- ・ 会長の任期は、理事と同様に2年として、再任することで複数年役職を担う案が示された。
- ・ 会長、副会長は理事会で指名し、選挙は行わないという案が示された。
- ・ 監事を2名から1名に変更、および相談役を設置する案が示された。
- ・ 相談役は、顧問という名称の方が適しているか質問があった。
（CT研究会は、栗井教授に顧問を依頼している）
⇒ 名称にこだわりは無い旨が示された。
⇒ 顧問は、広告塔としての役割を含むため、本会では相談役が適しているのではないかという旨が示された。

- ⇒ 相談役という役割は、本来監事の役割ではないかと指摘があった。
- ⇒ 監事を2名から1名にする案、および相談役を新設する案は、取り下げになった。
- ・ 監事1名、相談役若干名→監事2名（任期1年、再任を妨げない）に変更し、1人は前回大会長（原則任期1年）、1人は三村氏（任期1年で更新することで複数年可能）とする案が示された。
 - ⇒ 監事は、第三者として設置する必要があるため、前回大会長が監事になるという決まりは内規（明記しない）の方が良いのではという案が示された。
- ・ 監事2名（前回大会長と三村氏）については、次回以降の理事会へ持ち越しとなった。
- ・ 会長1名 副会長1名 理事若干名の役員を設置する。⇒<採決> 部分的に採用(監事に関して再検討)

D) 第14条：監事の職務について

- ・ 監事の職務に相談役としての役割が求められることを含め、監事の職務内容を詳細に検討する必要がある。
 - ⇒監事の職務は、次回以降の理事会へ持ち越しとなった。

E) 第15条：役員について

- <旧>会長の任期は1年とし、再任を妨げない。
 - 2. 理事および監事の任期は2年とし、再任は妨げない。
 - <新>会長の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 2. 理事の任期は2年とし、再任は妨げない。
- ⇒<採決> 採用

F) 第20条：会議について

- <旧>会議は総会および理事会の2種類とする。
 - <新>会議は総会、理事会、各種委員会とする。委員会に関する規定は、細則に定めるものとする。
 - ・ 各種委員会を設置して、事前の話し合いや実務を行い、理事会までに話を進めると効率的である。
- ⇒<採決> 採用

G) 第23条：会議の成立について

- <旧>理事が欠席する場合は、会長宛に委任状を提出し、代理人を理事会に参加させること。
 - <新>理事が欠席する場合は、会長宛に委任状を提出する、または代理人を理事会に参加させること。
 - 代理人は理事と同等の権限を要する。
 - ・ 「代理人は、理事長が認めた者とする」という内容を加える案が示された。
 - ⇒ 以前は、代理人に議決権があった。
 - ⇒ 代理人は、理事ではないので議決権が無くてもいいのではという案が示された。
 - ・ 以前は大会当日に理事会を行っていたので、代理人を参加させることとしていたが、現在はWEB会議を行うことが可能であるため、①代理人が必須であること、②代理人の権限（代理人に議決権が無いこと）について、会則を変更する必要はないのではと提案された。
 - （都合が悪い場合は、WEB会議の日程を変更することで対応することも考慮する）
- ⇒<採決> 保留

H) 第25条：会議の決議事項について

<旧>決議は、出席者の過半数の賛同により決定し可否同数のときは議長がこれを決定する。

<新>決議は、出席者の過半数の賛同により決定し可否同数のときは会長がこれを決定する。

- ・ 総会の議長は大会長（会長）が行うため問題ないが、理事会の議長は進行役が行うため、可否同数のときは会長が決定する案が示された。

⇒<採決> 採用

③ 細則について

A) 細則3：年会費について

- ・ 会費は年1,000円とし、入会金は無料とされている。

⇒細則に記載されている会費額は、細則ではなく会則に記載する必要があるのではと提案された。

B) 細則8：地方会誌の発行について

<旧>地方会誌の発行は、毎年1回発行する。経費については開催県が負担する。

<新>地方会誌の発行は、毎年1回発行する。経費については会費から負担する。

- ・ 地方会誌発行の経費について、開催県が負担するより会費から負担する方がいいのではと提案された。
(次回広島大会の地方会誌発行の経費は、開催県ある広島で負担する)

C) 細則9：委員会設置および運営に関する規程について

<新>本学会の会務を遂行するために次の委員会を設置する。

(1) 総務財務委員会 (2) 広報委員会 (3) 学術雑誌編集委員会 (4) その他委員会
(委員の構成、委員会の業務の詳細に関しては資料を参照)

- ・ 委員会を設置する場合、大会本部と委員会の連携、および委員同士の連携が行いやすいようにする必要はある。

- ・ 何のために委員会を設置するか、明確にする必要がある。

⇒ 中国・四国地方会および学会誌を円滑に運営するための委員会である。

- ・ 委員会の運営経費（特にHPと学会誌発行に関して）は、会費の範囲で可能なのか指摘があった。

- ・ HPについて、日本放射線技術学会 中国・四国支部は委託を行っている。

⇒ 本会においてもHPを用いて、より多くの関連情報を発信することが重要である。

⇒ 本地方会は年会費が1000円であるため、日本放射線技術学会 中国・四国支部同様の形式で委託することは困難である。

⇒ HPのランニングコストは、年間10万円は最低限必要である。（100人分の会費が必要）

⇒ HPのランニングコスト確保のために、賛助会員を募る案が示された。

⇒ 学会誌発行は、HPにパスワード付きで掲載し、年度毎にパスワードを変更する案が示された。

(HPからダウンロードする運用は、紙媒体を郵送するコストの削減が可能)

- ・ 学会誌を国会図書館に収めるためには、CDなどの記録媒体の作成が必要という指摘があった。

⇒ 国会図書館へ学会誌を収めることは必須ではなく、会員のメリットを第一に考慮すべきである。

⇒ HPからダウンロードする運用は、会員が過去の発表に関して簡便に閲覧できるメリットがある。

⇒<採決> 保留（細則について次回以降へ持ち越し）

1. 総会における報告は、①今回の理事会で決定した事項、②HPの作成、③委員会の作成について行う。
2. 委員会の詳細は、総会までに決定する必要がある。

日本核医学技術学会 中国・四国地方会 令和3年度役員

	氏名	役職	県	所属	その他
四国地区役員	前田 幸人		香川	香川大学医学部附属病院	
	宮本 博樹			滝宮総合病院	
	林 直弥		高知	高知大学医学部附属病院	
	所谷 亮太郎			高知大学医学部附属病院	
	岸本 幸治		愛媛	市立宇和島病院	
	石村 隼人			愛媛大学医学部附属病院	
	迎 保志		徳島	徳島県立中央病院	
	國金 大和			徳島大学病院	
中国地区役員	中原		山口		大石理事推薦
	大石 誉奈			山口大学医学部附属病院	退任希望
	川副 敏晴		島根	松江赤十字病院	
	吉岡 隆二	監事		島根県立中央病院	
	中嶋 真大		岡山	岡山大学病院	
	川上 雄司			倉敷中央病院	
	宮井 將宏			川崎医科大学総合医療センター	
	高畑 明	会長	広島	JA広島総合病院	
	高内 孔明	実行委員長		広島大学病院	
	中野 健児		鳥取	鳥取県立中央病院	
	崎本 翔太			鳥取大学医学部附属病院	
事務局	阿部 俊憲		岡山	川崎医科大学附属病院	
	佐伯 悠介			川崎医科大学附属病院	
	三村 浩朗			川崎医療福祉大学	

令和 3 年 5 月 8 日

令和 2 年度 事業報告

日本核医学技術学会 第 32 回中国・四国地方会 大会長 吉岡 隆二

1. 日本核医学技術学会 第 32 回中国・四国地方会の開催【中止】

開催日:令和 2 年 6 月 20 日(土)~21 日(日)

開催場所:島根県立中央病院 2F 大研修室

大会テーマ:つながり、ひろがる 核医学技術

新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、皆様の安全と感染拡大防止のため、開催を中止とした。

2. 令和 2 年度 理事会の開催

【第 1 回臨時理事会(メール会議)】

開催日:2020 年 3 月 30 日

出席者(理事:18 名、監事:2 名、事務局:1 名)

・日本核医学技術学会 第 32 回中国・四国地方会の開催中止が承認された。

【第 2 回臨時理事会(メール会議)】

開催日:2020 年 6 月 18 日

出席者(理事:18 名、監事:2 名、事務局:1 名)

・今年度の島根大会の中止が承認された。
・次年度(令和 3 年度)の開催県が広島に承認された。

【日本核医学技術学会 中国・四国地方会 理事会(メール会議)】

開催日:2020 年 9 月 23 日~9 月 30 日

出席者(理事:18 名(理事代理 3 名)、監事:2 名、事務局:1 名)

3. 令和 2 年度 総会の開催

開催日:2020 年 12 月 29 日

会場への入場者:3 名(吉岡会長、実重理事、矢田)

委任状の内訳:会長委任 99 名

全会員(128 名)の 10 分の 1 を超えるため、総会を開催した。

4. 地方会誌の作成および発行

日本核医学技術学会 第 32 回中国・四国地方会が開催中止となったため、「日本核医学技術学会 中国・四国地方会誌 Vol.30」の作成および発行は行わないこととした。

日本核医学技術学会 第32回中国・四国地方会収支報告書

[単位:円]

収 入 の 部			支 出 の 部			
科 目	執 行 額	内 容	科 目	執 行 額	内 容	
地 方 会 準 備 金	150,000	地方会事務局より振込(2020.03.05)	備 品 費	6,810	封筒、切手	
			振 込 手 数 料	1,100	GEへの返金にかかる振込手数料 事務局への返金にかかる振込手数料	
			総 会	郵 送 費	11,880	120円×99部
				そ の 他	7,160	宛名シール、ハガキ(63円×100枚)
収 入 合 計	150,000		支 出 合 計	26,950		

日本核医学技術学会 中国・四国地方会
令和2年度 理事会 議事録

会議期間 2020年9月23日(水)～2020年9月30日(水)会議方式
メール会議

構成 22名(理事代理3名)

会長 吉岡隆二(島根県立中央病院)	実行委員長 矢田俊介(島根県立中央病院)
監事 宮川和之(高知医療センター)	監事 中野健児(鳥取県立中央病院)
理事 前田幸人(香川大学医学部附属病院)	理事代理 宮本博樹(滝宮総合病院)
理事 所谷亮太郎(高知大学医学部附属病院)	理事 林直弥(高知大学医学部附属病院)
理事 岸本幸治(市立宇和島病院)	理事 石村隼人(愛媛大学医学部附属病院)
理事 迎保志(徳島県立中央病院)	理事 國金大和(徳島大学病院)
理事 大石誉奈(山口大学医学部附属病院)	理事代理 中原佑基(山口大学医学部附属病院)
理事 実重英明(松江市立病院)	理事 中嶋真大(岡山大学病院)
理事 川上雄司(倉敷中央病院)	理事代理 宮井将宏(川崎医科大学総合医療センター)
理事 高畑明(JA 広島総合病院)	理事 高内孔明(広島大学病院)
理事 崎本翔太(鳥取大学医学部附属病院)	事務局 阿部俊憲(川崎医科大学附属病院)

順不同、敬称略

新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大を受け、メール会議にて理事会を開催することとした。なお、令和2年3月と6月に臨時理事会をメール会議にて開催し、「第32回中国・四国地方会の6月の開催中止」と「今年度の島根大会の中止」、「次年度(令和3年度)の開催県:広島県」については予め全理事の承認を得た。

【メールでの審議の進め方】

- ①議題と資料等を大会事務局から全理事にメールで送る。
- ②議題や資料等に対する質問や意見をメールにて受け、協議する。
- ③協議終了後、理事全員の審議書の提出によって理事会の決議とする。

【審議の結果】

9月30日までに全理事から回答が寄せられ、議事9以外については、説明資料で提案した内容について承認を得た。また、監事から異議の申し立ても無かった。

理事会は、会長吉岡隆二氏の進行で行われた。

1) 令和元年度事業報告

令和元年度会長中野健児氏より報告。

①第31回中国・四国地方会開催

日時:令和元年6月22日・23日 場所:米子コンベンションセンター

・テーマ:「治療戦略を支援する核医学～データに秘められた有益な知見を炙りだそう～」

- ・演題数:9題
- ・特別講演:2題
- ・メーカー講演:3題
- ・機器展示:3社
- ・広告申込:7社
- ・寄付申込:2社

- ・参加者:68名
- ・情報交換会:58名

②地方会誌の発行

会誌をCD-Rの記録媒体で150部作製し、令和3月末発送。

国会図書館へも納入。(ISSN 2187-5979)

2) 令和元年度会計報告

事務局阿部俊憲氏より報告。○

収入合計:952,537円

○支出合計 189,804円

次年度繰越金:762,733円3)

令和元年度監査報告

監事宮川和之・中野健児氏より報告。

監事兩名にて、令和2年6月15日および6月18日に会務報告等を精査し、適正に処理されていることを確認した。

4) 令和2年度事業計画報告会

長吉岡隆二氏より報告。

①日本核医学技術学会第32回中国・四国地方会の開催【開催中止】

新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、皆様の安全と感染拡大防止のため、開催を取りやめることとした。

②日本核医学技術学会中国・四国地方会令和2年度理事会の開催

・第1回臨時理事会(メール会議)

開催日:2020年3月30日出

席者

(理事:18名、監事:2名、事務局:1名)日本核医学技術学会 第32回中国・四国地方会の開催中止が承認された。

・第2回臨時理事会(メール会議)

開催日:2020年6月18日出

席者

(理事:18名、監事:2名、事務局:1名)今年度の島根大会の中止が承認された。

次年度(令和3年度)の開催県が広島に承認された。

・理事会(メール会議)

開催日:2020年9月23日~9月30日出席

者

(理事:18名(理事代理3名) 監事:2名、事務局:1名)

③地方会誌の作製および発行

日本核医学技術学会第32回中国・四国地方会が開催中止となったため、「日本核医学技術学会中国・四国地方会誌 Vol.30」の作製および発行は行わないこととした。

5) 次期開催の概要報告

次期大会長高畑明氏より報告。

○日本核医学技術学会第33回中国・四国地方会

開催予定

日時:令和3年6月19日(土)20日(日)場所:広島大学病院 広仁会館(予約済) 大会長:高畑明氏 実行委員長:高内孔明氏

次年度6月の感染状況と行政の感染対策が予測できない状況であるため、情報交換会の廃止やWeb開催も視野に置いて検討をしている。

詳細については適宜理事へ報告する。

6) 次々期開催地について

第34回中国・四国地方会は香川県で開催することが承認された。

大会長:川村卓美氏

実行委員長:前田幸人氏

7) 今年度の会費納入および会員の資格喪失について

会長吉岡隆二氏より報告。

・会則第7条「会費は所定の会費を年度当初に納入しなければならない。」2.「既存の会費は理由の如何を問わず返納しない。」とある。

・また、会則第8条の(3)にて、「会費を特別の理由なく2年以上滞納したときに会員の資格を失う」とある。

・事務局の事務費や通信費などの必要経費は毎年発生している。

・既に令和2年度の会費を納入済の方もおられる。

・会費を振込用紙にて振込みをすると、手数料(203円)が事務局の負担になる。

【提案】

・令和2年度の会費は、事務費等の必要経費もかかるため納入していただく事とさせていただくが、振込みにすると手数料が事務局負担となるため、次回の地方会で納入していただければどうか。

・会員の資格喪失については、今回は特別の理由にあたり、今年度は会費の滞納に該当しないことにしてはどうか。

提案した内容について承認された。

高畑理事より、会費の納入に関しては、会員に配布する総会資料の中に納入のお願いを促す案内を入れても良いとの意見があった。また、今後手数料のことを考え、送金者負担(青色伝票)も検討して欲しいとの意見があった。

8) 今年度の総会の開催について

会長吉岡隆二氏より報告。

- ・会則第 21 条にて、「定期の総会は、毎年 1 回開くものとする」とある。
- ・会則第 24 条にて、「総会は「事業報告および会計報告、事業計画等を決議する」とある。

【提案】

- ・本来であれば会員の皆様へ総会の出席をお願いし、総会を開催しなければならないが、コロナ感染症対策のため、次のとおり総会を行ってはどうか。
- ・全会員に総会資料を送付し、質疑等を事前に受け納得していただいた上で、会長への委任をお願いし、総会を島根県理事にて開催する。(3 密を避けるため)

- ・総会開催にかかる予算(会員:約 140 名) ゆうメール:180(円)×140(名)=25200(円) ハガキ:63(円)×140(名)=8820(円) 封筒:角 2 サイズ:200 枚:4964(円) 印刷代等:約 10000(円) 合計約 50000 円程度の費用となる。

※総会にかかる費用は第 32 回島根県準備金より充てることとする。

提案した内容について承認された。9) 役

員の交代について

会長吉岡隆二氏より報告。

令和 3 年度役員について

《会長》

吉岡隆二氏より高畑明氏へ交代

《監事》

宮川和之氏より吉岡隆二氏へ交代

《役員》

川村卓美氏から宮本博樹氏へ交代 深

見光葉氏から中原祐基氏へ交代 長谷

川大輔氏から宮井将宏氏へ交代 実重英

明氏から川副敏晴氏へ交代

大石理事より、中原祐基氏は今回の理事会のみの代理出席であるとの意見があった。

その他の役員交代については承認された。

10) 地方会の各県における理事選出について

会長吉岡隆二氏より報告。

地方会の各県における理事選出について、「同施設から 2 名となっても良いのか」という問い合わせがあった。

【提案】

現状、各県にお任せしているなかで、その県において情報提供等が円滑にできるようであれば、1施設から複数名になっても問題ないとする。

提案した内容について承認された。

11) 地方会の大会長と会長職の兼務について

会長吉岡隆二氏より報告。

現在、地方会の大会長と会長は、同じ人が兼務しているが、2つの職を分けてはどうかという意見があった。

【提案】

審議事案 13「今後の地方会のあり方」でも述べるが、参加者数や予算、コロナウイルス感染症対策のことも考えつつ、地方会の体制や会員が安心して参加できる学会の開催方法など建設的な意見を出し合い、今回の理事会や次年度以降の理事会でも協議を行う。

提案した内容について承認された。12) 地方

会の会長職の任期・期間について

会長吉岡隆二氏より報告。

地方会の大会長と会長職の任期は 1 年とはあるが、期間については明記されていない。明確な期間を設けてはどうかという意見があった。

【提案】

会則第 15 条より「会長の任期は 1 年」とあり、役員を選出については会則第 11 条より総会において承認を得るものとする。会長職の期間については、総会にて選任後、次の定期総会が終結するまでとしてはどうか。

提案した内容について承認された。13)

今後の地方会のあり方について

会長吉岡隆二氏より報告。

令和元年度の理事会議事録より、演題数・参加者・予算の面など、県によっては学会の開催が厳しくなっており、今後の地方会開催について議論していく必要がある。2 日間の学会形式にこだわらずセミナー形式で開催する、日本核医学会中国・四国支部と連携を図り共催する、という提案があった。

【提案】

参加者数や予算、コロナウイルス感染症対策のことも考えつつ、地方会の体制や会員が安心して参加できる学会の開催方法など建設的な意見

を出し合い、今回の理事会や次年度以降の理事会でも協議を行う。

今後も引き続き協議を行うこととなった。14) 地

方会における功労者の推薦について

会長吉岡隆二氏より報告。

広島県厚生農業協同組合 広島総合病院 高畑明氏を推薦した。

15) 地方会における功労者の推薦条件の確認について

会長吉岡隆二氏より報告。

対象者は「地方会の役員を歴任し、地方会の発展に多大な功績があった方」となっている。例年、「地方会の大会長および実行委員長を行った日本核医学技術学会会員」を推薦することが通例となっているが、中には退職と共に日本核医学技術学会を退会されている方もいる。

【提案】

- (1) 大会長を務められた方を翌年の推薦者とする。(日本核医学技術学会会員であること)
- (2) 大会長を務められた方が推薦者に該当しない場合、地方会の役員を歴任し、地方会の発展に多大な功績があった方を推薦者とする。(日本核医学技術学会会員であること)
- (3) 1.2 とも該当者がおられない場合は、その年の推薦者はなしとする。

提案した内容について承認された。

日本核医学技術学会 中国・四国地方会

令和2年度 総会 議事録

会期 :2020年12月29日(火)13時会場
 :島根県立中央病院 核医学検査室
 会場への入場者:3名(吉岡会長、実重理事、矢田)

本来であれば会員の皆様へ総会の出席をお願いし、総会を開催しなければならないが、新型コロナウイルス

(COVID-19)の感染拡大を受け、次のとおり総会を行った。

全会員に総会資料を送付し、質疑等を事前に受け納得していただいた上で、会長への委任をお願いし、総会を島根県理事にて開催する。

2020年12月25日までに地方会会員128名中99名から委任状が届いた。届いた委任状は、会長委任:99名であり、事前に配布した総会資料に関する質疑等はなかった。

全会員の10分の1を超えるため、総会の成立を宣言した(会則第23条)

総会は、吉岡会長の挨拶ののち、矢田俊介の進行で行われた。

【第一号議案】令和元年度 事業報告
 令和元年度会長中野健児氏より報告。

1. 第31回中国・四国地方会開催日

時:令和元年6月22日・23日

場所:米子コンベンションセンター

テーマ:「治療戦略を支援する核医学～データに秘められた有益な知見を炙りだそう～」

- ・演題数:9題
- ・特別講演:2題
- ・メーカーセッション:3題
- ・機器展示:3社
- ・広告申込:7社
- ・寄付申込:2社

- ・参加者:68名
- ・情報交換会:58名

2. 地方会誌の発行

会誌をCD-Rの記録媒体で150部作製し、令和2年3月末発送。

国会図書館へも納入。(ISSN 2187-5979)

【第二号議案】令和元年度 会計
 報告事務局阿部俊憲氏より報告。

○収入合計:952,537円

○支出合計 189,804円

次年度繰越金:762,733円

【第三号議案】令和元年度 監査報告
 監事宮川和之・中野健児氏より報告。

監事兩名にて、令和2年6月15日および6月18日に会務報告等を精査し、適正に処理されていることを確認した。

【第四号議案】令和2年度 事業計画
 (案)会長吉岡隆二氏より報告。

1. 日本核医学技術学会 第32回中国・四国地方会の開催【中止】

新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、皆様の安全と感染拡大防止のため、開催を取りやめることとした。

2. 令和2年度理事会の開催

・第1回臨時理事会(メール会議)

開催日:2020年3月30日出席者

(理事:18名、監事:2名、事務局:1名)

日本核医学技術学会 第32回中国・四国地方会の開催中止が承認された。

・第2回臨時理事会(メール会議)

開催日:2020年6月18日出席者

(理事:18名、監事:2名、事務局:1名)今年度の島根大会の中止が承認された。

次年度(令和3年度)の開催県が広島に承認された。

・日本核医学技術学会 中国・四国地方会 理事会(メール会議)

開催日:2020年9月23日～9月30日出席者

(理事:18名(理事代理3名) 監事:2名、事務局:1名)

3. 地方会誌の作製および発行

日本核医学技術学会 第32回中国・四国地方会が開催中止となったため、「日本核医学技術学会 中国・四国地方会誌 Vol.30」の作製および発行は行わないこととした。

【第五号議案】理事会報告

1. 今年度の会費について

令和2年度の会費については、令和3年度の地方会で納入をしていただく。

また、今年度は特別な場合にあたり、会費の滞納に該当しないこととする。

2. 役員交代について

【会長】

吉岡隆二氏から高畑明氏へ交代

【監事】

宮川和之氏から吉岡隆二氏へ交代

【理事】

川村卓美氏から宮本博樹氏(滝宮総合病院)へ交代

長谷川大輔氏から宮井将宏氏(川崎医科大学総合医療センター)へ交代

実重英明氏から川副敏晴氏(松江赤十字病院)へ交代

3. 令和3年度の地方会開催について

日本核医学技術学会 第33回中国・四国地方会

開催日:令和3年6月19日(土) 20日(日)開催場所:広島大学病院 広仁会館

大会テーマ:学びの懸け橋 in 広島

大会長:高畑 明 (JA 広島総合病院) 実行委員長:高内 孔明 (広島大学病院)

懇親会:中止

・大会開催の問題点

開催にあたり新型コロナの感染対策として、広島県のイベント開催の指針について注視する必要がある。

4. 地方会における功労者の推薦について

広島県厚生農業協同組合 広島総合病院 高畑明氏を推薦。

5. 次々期開催県について

日本核医学技術学会 第34回中国・四国地方会は香川県で開催。

大会長:川村 卓美氏 実行委員長:前田 幸人氏

以上の報告に対し会場からの質疑応答はなかった。挙手による採決が行われ、賛成多数で承認された。

以上をもって、閉会となった。

令和2年度 中国四国地方会 会計報告(2020.5.1~2021.4.30)

令和2年度 中国四国地方会 会計報告(2020.5.1~2021.4.30)

【収入の部】					【支出の部】					
大項目	中項目	単位	数量	合計	大項目	中項目	単位	数量	合計	
会費収入	2017年度会費	1,000	4	4,000	事業費	第33回広島県準備金	150,000	1	150,000	
	2018年度会費	1,000	9	9,000	事務費	会費入金手数料	203	4	812	
	2019年度会費	1,000	9	9,000		会費入金手数料	152	2	304	
	2020年度会費	1,000	18	18,000		第33回 広島県準備金 振込手数料	880	1	880	
	2021年度会費	1,000	5	5,000						
	2022~2026年度会費	1,000	7	7,000						
助成金	核医学技術学会本部から	200	76	15,200	通信費	レターパックライト	370	5	1,850	
返金	第32回地方会事務局から	123,050	1	123,050						
繰越金	前期繰越収入			762,733						
収入合計1)				952,983	支出合計2)				153,846	
									収支合計 1) - 2)	799,137
									次年度繰越金	799,137

令和2年度監査報告
監査報告書

令和3年5月2日

日本核医学技術学会中国・四国地方会
会長 高畑 明 殿

日本核医学技術学会中国・四国地方会
監事 吉岡 隆二



私は、令和3年5月2日に期末監査を島根県立中央病院において実施し、令和2年度監査報告書を作成し、以下のとおり報告する。

記

1. 監査方法の概要

(1) 会務

理事会に出席して学会運営に関する会務報告ならびに審議状況を聴取し、会務の執行状況について調査した。

(2) 会計

事務局より送付されてきた会計計算書類および領収書等につき精査した。

2. 監査の結果

- (1) 会務は総会の決議事項に基づいて運営されていることを認める。
- (2) 事務局における会計は適正に処理されていることを認める。
- (3) その他に指摘すべき事項は認められない。

以上

1. 日本核医学技術学会 中国・四国地方会理事会の開催

開催日時：2021年5月8日13:30～17:00

開催方法：web会議形式

2. 日本核医学技術学会 第33回 中国・四国地方会の開催

開催日時：2021年6月19日（日）13:00～16:20

開催方法：Cisco Webex Meetings を用いたWEB開催（LIVE）

大会テーマ：学びの懸け橋in広島

プログラム：

Web総会

理事長講演

日本核医学技術学会 理事長 片渕 哲朗 先生

教育講演『各モダリティで診る骨検査』

①「骨転移の骨シンチグラフィ検査」

島根大学医学部附属病院 放射線部 矢田 伸広 先生

②「NaF骨PET（講演名未定）」

医療法人社団葵会 広島平和クリニック 藤野 圭介 先生

③「MRIにおける全身DWIスキャン（講演名未定）」

広島県厚生農業協同組合連合会 尾道総合病院 放射線科 上中 治 先生

特別講演

『放射線被ばくのDNAへの影響』

広島大学大学院 広島大学大学院医歯薬学総合研究科 放射線診断学 教授
粟井 和夫 先生

その他

ホームページバナー広告：6社

ホームページ上で会費の納付依頼、新規入会案内

参加登録費：無料

事前登録（4月27日）：85名

3. 地方会誌の作成

大会ホームページに掲載予定

掲載予定日：2021年7月以降

日本核医学技術学会 第 33 回中国・四国地方会 WEB 開催規約

本規約は、日本核医学技術学会 第 33 回中国・四国地方会(以下、「本会」)が提供する Web 開催について定めたものである。本会の申込者は、本規約の内容すべてを確認し、遵守することに同意したものとす。

第 1 条(本会の申込み)

1. 本会の参加希望者は、本会所定の申込方法(学会ホームページ申込フォーム等)により、本会の申込みを行うものとする。
2. 申込者は、本会所定の方法で掲載する本会の説明ページ及びその他利用条件のすべてを確認の上、承諾したものとす。
3. 本会が前項の申込みに対し、本会所定の方法で当該申込みを承認したとき、本会の利用契約が申込者と本会との間で成立したものとす(以下、当該契約の成立後の申込者を「契約者」とす)。

第 2 条(本会利用のための web 環境等)

本会に参加するために必要な web 環境(パソコン等のハードウェア、ブラウザ等のソフトウェア、インターネット通信環境等)は、契約者の負担及び責任において準備及び維持するものとする。なお、通信トラブルで本会参加が困難になった場合は、本会は一切責任を負わないものとする。

第 3 条(ログイン用 ID、パスワード、URL の管理)

1. 本会は、本会との契約後に、ログイン用 ID、パスワード、URL 等を契約者に送付する。
2. 契約者は、ログイン用 ID、パスワード、URL 等を使用することのみで本会の参加が可能となる。
3. 契約者以外の者が前項のログイン用 ID、パスワード、URL 等を使用することはできない。
4. 契約者は、本会が発行したログイン用 ID、パスワード、URL 等を、漏洩、貸与、譲渡、売買、名義変更することはできない。特に、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)などへのアップロードは禁止する。
5. 契約者は、ログイン用 ID、パスワード、URL 等が第三者に漏洩しないよう十分管理する。ログイン用 ID、パスワード、URL 等が第三者に漏洩した場合は、速やかにその旨を本会に連絡する。

第 4 条(権利・帰属・著作権)

本会が本会で提供するコンテンツの著作権は、本会または正当な権利を有する権利者に帰属する。このため、契約者が以下の行為を行うことは著作権侵害となる場合がある。

1. 本会のログイン ID、パスワード、URL 等の情報を漏洩、貸与、譲渡、売買、名義変更すること。
2. 本会で配信される映像、音声、文字、資料等を、録画、複製、転載、出版、上映、譲渡、公衆送信、改変等を行うこと。
3. その他、本会に帰属する著作権を侵害する行為を行うこと。

第 5 条(利用の停止等)

1. 契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合、本会は事前通知または催告することなく、当該契約者の本会の利用を停止、または中止することができる。
 1. 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 2. 契約者の登録情報の全部または一部に虚偽、誤記、記載漏れがあった場合
 3. 過去に本会との契約に違反したことがある者、または本会がその関係者と判断した場合
 4. その他、本会が本会の参加が適当でないとして判断した場合
2. 本会は、本条に基づき本会が実施した行為で契約者に損害が生じた場合においても一切の責任を負わない。
3. 本会は、本条 1 項各号に該当する契約者に対し、損害賠償請求権等の法的措置を実施する場合がある。

第 6 条(掲載情報)

1. 本会は、本会に掲載する情報の正確性について万全を期すが、契約者は本会情報の利用に当たり、契約者自身に不利益や損害が発生したとしても、本会はその責任を一切負わない。
2. 本会の管理運営の必要上、契約者に事前に通知することなく、本会の判断によって本会で公開されている情報の追加、変更、修正、削除を行う場合がある。これらにより契約者自身に生じたいかなる損害についても、本会はその責任を一切負わない。

第 7 条(免責事項)

1. 本会は、本会配信の停止、中止、変更、または本会の利用による機器の故障もしくは損傷、その他本会に関して契約者が被った損害については、一切責任を負わない。
2. 本会は、本会の参加が可能なハードウェアやソフトウェア等を提示するが、当該仕様における視聴を完全に保証するものではない。契約者の使用するデバイスやインターネット環境により、本会の参加が正常にできない場合がある。

第 8 条(公開停止、中止)

本会は、以下のいずれかに該当する場合、契約者に事前に通知することなく、本会の配信を、停止、中止できる。

1. 本会を提供するシステムの緊急的な保守を行う場合
2. コンピュータや通信回線等が不慮のトラブルで停止した場合
3. 地震、落雷、火災、台風、竜巻、津波、氾濫、水害、噴火、停電、天災地変、動乱、暴動、労働争議、戦争などにより本会の運営ができなくなった場合
4. その他、本会の運用上または技術上、一時的な中断及び停止が必要と本会が判断した場合
5. 本会は、本条に基づき、本会を一時中断、停止、中止等を実施したことにより、契約者が被った不利益や損害について、一切の責任を負わない。

第 10 条(契約者情報の取扱い)

本会による契約者情報の取扱いについては、本会運営上の必要事項のみに使用する。

第 11 条(禁止事項)

契約者は、本会の参加にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為、または該当すると本会が判断する行為をしてはならない。

1. 法令の違反行為、または犯罪行為(類似する行為も含む)
2. 本会のログイン ID、パスワード、URL 等の情報を漏洩、貸与、譲渡、売買、名義変更すること
3. 本会で配信される映像、音声、文字、資料等を、録画、複製、転載、出版、上映、譲渡、公衆送信、改変等を行うこと
4. 本会、本会講師及びその他関係者に対する知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為、不快感を与える行為、または詐欺、脅迫行為
5. 公序良俗に反する行為
6. 本会の運営を妨害する、または恐れのある行為
7. 本会のネットワーク、またはシステム等に不正アクセスする、または不正アクセスを試みる行為
8. 第三者に成りすます行為
9. 本会に参加する他の利用者の情報収集
10. 反社会的勢力等への利益供与
11. 前各号の行為を直接または間接的に助長・惹起する、または容易とする行為
12. その他、本会が不適切と判断した行為

日本核医学技術学会第34回中国・四国地方会(香川)準備状況

1. 開催日

・2022年(令和4年)6月25、26日

(会場の確保状況により、6月18、19日、6月11、12日でも可能か確認。)

2. 開催テーマ

『核医学技術を紡ぐ』

3. 開催方法について

- ・ 現状では、現地開催で準備中
- ・ Web開催も視野に入れておく
- ・ プログラムについて(一般演題、講演、他)

4. 開催場所(施設)

- ・ 高松センタービル
- ・ 三木町文化交流プラザ

5. 実行委員について(前田)

大会長 川村卓美(三豊総合病院)

実行委員長 前田幸人(香川大学医学部附属病院)

副実行委員長 宮本博樹(滝宮総合病院)

会計 岩崎孝信(徳島文理大学)

監事 門田敏秀、笹川泰弘(香川大学医学部附属病院)

事務局 香川大学医学部附属病院(森本真壽・大石晃央)

ホームページ・電子関係 大石晃央・小嶋巧也(香川大学医学部附属病院)

学術・編集企画 森本真壽・大石晃央・小嶋巧也(香川大学医学部附属病院)

6. 情報交換会

- ・ 開催の有無、開催方法について(理事会の見解)

7. 大会ホームページについて

- ・ m3学会研究会のサービス

8. その他

- ・ 大会通帳の作成
- ・ 準備金の振り込みについて
- ・ メールアドレスの作成
- ・ 学会印の運用についての確認。

中国・四国地方会開催状況報告

開催回	年	開催県	大会長	所属	所属
1	1989	岡山	草井 寛	岡山大学RI研究センター	岡山済生会総合病院
2	1990	岡山	宇佐美 政栄	岡山済生会総合病院	倉敷中央病院
3	1991	岡山	宇佐美 政栄	岡山済生会総合病院	倉敷中央病院
4	1992	岡山	宇佐美 政栄	岡山済生会総合病院	倉敷中央病院
5	1993	高知	立道 新子	高知県立中央病院	高知大学附属病院
6	1994	広島	吉竹 康人	広島赤十字原爆病院	広島大学附属病院
7	1995	愛媛	柚山 芳久	愛媛県立中央病院	徳島大学病院
8	1996	岡山	河原 泰人	倉敷中央病院	川崎医大病院
9	1997	島根	益井 謙	松江赤十字病院	鳥取大学病院
10	1998	高知	久保 嘉彦	高知大学附属病院	高知大学附属病院
11	1999	香川	保田 定利	香川大学附属病院	香川労災病院
12	2000	山口	村上 烈	済生会山口総合病院	小郡第一総合病院
13	2001	徳島	村上 浩	徳島県立中央病院	徳島大学病院
14	2002	岡山	永谷 伊佐雄	岡山大学附属病院	倉敷中央病院
15	2003	広島	谷口 金吾	広島大学附属病院	広島市民病院
16	2004	高知	西川 智彦	高知医療センター	高知大学附属病院
17	2005	鳥取	西尾 剛	鳥取大学附属病院	鳥取大学病院
18	2006	香川	守屋 雅光	香川労災病院	高松市民病院
19	2007	山口	樫村 紳也	済生会山口総合病院	山口大学・徳山中央
20	2008	愛媛	原 正和	愛媛県立新居浜病院	済生会西条病院
21	2009	徳島	滝 健次	徳島赤十字病院	川島病院
22	2010	島根	磯田 康範	松江赤十字病院	松江市立病院
23	2011	高知	赤木 直樹	高知大学附属病院	高知医療センター
24	2012	広島	高畑 明	JA広島総合病院	広島大学病院
25	2013	香川	笹川 泰弘	香川大学医学部附属病院	香川大学病院
26	2014	岡山	三村 浩朗	川崎医科大学附属病院	倉敷中央病院
27	2015	山口	岩永 秀幸	山口大学病院	徳山中央病院
28	2016	愛媛	神野 広昭	済生会西条病院	愛媛県立中央病院
29	2017	徳島	佐藤 一雄	徳島文理大学	徳島市民病院
30	2018	高知	宮川 和之	高知医療センター	高知医療センター
31	2019	鳥取	中野 健児	鳥取県立中央病院	鳥取県立中央病院
32	2020	島根	吉岡 隆二	島根県立中央病院	島根県立中央病院
33	2021	広島	高畑 明	JA広島総合病院	広島大学病院
34	2022	香川	川村 卓美	三豊総合病院	香川大学医学部附属病院
35	2023				

日本核医学技術学会 中国・四国地方会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本核医学技術学会中国・四国地方会と称する。
(事務局)

第2条 本会の事務局の設置は理事会において決議し・総会において承認を得るものとする。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は核医学技術を研究し、もって医療の発展に寄与するとともに会員の資質の向上ならびに相互の親睦をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術総会、学術講演、講習会等の開催
- (2) 日本核医学技術学会よりの依頼事項への協力
- (3) 地方会誌の発行
- (4) その他本会の目的達成に必要なこと

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の目的に賛同し会費を納める者。

(入会、脱会)

第6条 本会に入会しようとする者は入会申込書に所定の事項を記入し、当該年度の年会費を添えて本会事務局の申し込むものとする。また、脱会する場合は所定の様式で届け出るものとする。

(会費)

第7条 会費は所定の会費を年度当初に納入しなければならない。

2. 既納の会費は理由の如何を問わず返納しない。

(資格喪失)

第8条 会員は次のいずれかに該当した場合、その資格を失う。

- (1) 死亡したとき
- (2) 会員としての義務を怠り、また本会の名誉を著しく傷つけたとき
- (3) 会費を特別の理由なく2年以上滞納したとき

(資格回復)

第9条 会費滞納分を完納した場合には会員の資格を回復する。

第4章 役員

(役員の種類)

第10条 本会に次の役員をおく。

(1) 会長1名 (2) 理事若干名 (3) 監事2名
(役員を選出)

第11条 本会の役員は理事会において決議し、総会において承認を得るものとする。

(会長の職務)

第12条 会長は本会を代表し、本会の会務を統括する。

(理事の職務)

第13条 理事は理事会を構成し、本会の運営および事業について企画処理する。

(監事の職務)

第14条 監事は会計ならびに事業監査の任を負う。
(役員の任期)

第15条 会長の任期は1年とし、再任を妨げない。2. 理事および監事の任期は2年とし、再任は妨げない。

3. 役員任期満了後も次期役員任期まで引き続きその任にあたる。

第5章 会計

(会費)

第16条 本会の会費は別途に定めるものとする。2. 会費の変更については、理事会で立案し総会において決定する。

(経費)

第17条 本会の経費は会費、寄附金およびその他の収入をもって充当する。

(予算および決算)

第18条 本会の予算および決算は理事会で決議し総会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は毎年5月1日より始まり、

翌年4月30日に終わる。

第6章 会議

(会議の種類)

第20条 会議は総会および理事会の2種類とする。

(総会の開催)

第21条 定期の総会は、毎年1回開くものとする。2. 会長が必要と認めるときは理事会の議決により、臨時総会を開くことができる。

3. 会員の2分の1以上の請求があったときは、会長は速やかに臨時総会を開かなければならない。

(理事会の開催)

第22条 定期の理事会は、毎年1回開くものとする。

2. 会長が必要と認めるときは臨時理事会を開くことができる。

(会議の成立)

第23条 総会には会員の10分の1以上の出席を要する。

2. 理事会の開催には理事の2分の1以上の出席を要す。

3. 理事が欠席する場合は、会長宛に委任状を提出し、代理人を理事会に参加させること。

(会議の決議事項)

第24条 総会は次の事項を決議する。

(1) 事業報告および会計報告 (2) 事業計画 (3) その他、会則で定められた事項および理事会で必要と認められた事項

2. 理事会は会務の執行に関する事項を決議する。

(会議の決議事項)

第25条 総会および理事会の決議は、出席者の過半数の賛同により決定し可否同数のときは議長がこれを決定する。ただし、会則の変更については第26条に従う。

第7章

(会則の変更)

第26条 会則の変更にあたっては総会出席者の3分の2以上の賛同を必要とする。

(設立年月日)

第8章 補足

第27条 本会は平成元年5月1日に設立。

(細則)

第28条 この細則載せ公に必要な細則は別に定める。

(付則)

1. 本会則は平成28年6月25日より発効するものとする。

平成8年6月9日一部改正

平成28年6月25日一部改正

日本核医学技術学会中国・四国地方会細則 1. この細則は日本核医学技術学会中国・四国地方会会則第27条により、会則の施行について必要な事項を定める。

2. 学術総会開催は、各県持ち回り開催を原則とする。

3. 会費は年1,000円とし、入会金は無料。

4. 会の事務局は川崎医科大学附属病院核医学診療部内(〒701-0192 倉敷市松島 577 川崎医科大学附属病院核医学診療部(担当:阿部 俊憲)

Tel: 086-462-1111)に設置する。

5. 当会役員は、各県1名以上とする。

6. 学術集会の経費については、会員会費より150,000円の補助をおこなう。その他必要な経費については開催者が負担する。

7. その他、学術総会開催に関する必要な事項は、会則および細則に定める以外は会長および開催県の当会役員と協議しすすめることができる。

8. 地方会誌の発行は、毎年1回発行する。経費については開催県が負担する。

9. この細則は、理事会の決議により変更することができる。ただし理事会で必要と認める細則については総会の承認を得る。

(付則)

1. この細則は、平成12年6月25日より発行する。

日本核医学技術学会中国・四国地方会会則新旧対照表

新	旧	概要
	<p>第1章 総則 (名称) 第1条 本会は日本核医学技術学会中国・四国地方会と称する。 (事務局) 第2条 本会の事務局の設置は理事会において決議し・総会において承認を得るものとする。</p> <p>第2章 目的および事業 (目的) 第3条 本会は核医学技術を研究し、もって医療の発展に寄与するとともに会員の資質の向上ならびに相互の親睦をはかることを目的とする。 (事業) 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1)学術総会、学術講演、講習会等の開催 (2)日本核医学技術学会よりの依頼事項への協力 (3)地方会誌の発行 (4)その他本会の目的達成に必要なこと</p>	変更なし

日本核医学技術学会中国・四国地方会会則新旧対照表

新	旧	概要
<p>(会費) 第7条 会費は所定の会費を 年度内に納入 しなければならない。</p> <p>(資格回復) 第9条 会費滞納分を完納した場合、または理事会にて資格回復を認められた場合 には会員の資格を回復する。</p>	<p>第3章 会員 (会員) 第5条 本会の目的に賛同し会費を納める者。 (入会、脱会) 第6条 本会に入会しようとする者は入会申込書に所定の事項を記入し、当該年度の年会費を添えて本会事務局の申し込むものとする。また、脱会する場合は所定の様式で届け出るものとする。 (会費) 第7条 会費は所定の会費を 年度当初に納入 しなければならない。 2.既納の会費は理由の如何を問わず返納しない。 (資格喪失) 第8条 会員は次のいずれかに該当した場合、その資格を失う。 (1)死亡したとき (2)会員としての義務を怠り、また本会の名誉を著しく傷つけたとき (3)会費を特別の理由なく2年以上滞納したとき (資格回復) 第9条 会費滞納分を完納した場合には会員の資格を回復する。</p>	<p>現在は学会開催時以外に年会費を納める機会がないため、HPなどを整備し、いつでも入金できる体制が必要である。 資格回復の規定があるが、会員管理ができていない。別ページに会員を管理する委員会を常設する会則を提案している。</p> <p>また、現在は会員のほとんどが9年に一回自動資格回復を行っており、現在の既定のままでは理事以外の会員がいなくなるので、救済措置のある文言に変更した。</p>

日本核医学技術学会中国・四国地方会会則新旧対照表

新	旧	概要
<p>第4章 役員</p> <p>第10条 本会に次の役員をおく。 (1)会長1名(2)副会長1名(3)理事若干名(4)監事1名(5)相談役若干名 (役員を選出)</p> <p>第11条 本会の役員は理事会において決議し、総会において承認を得るものとする。</p> <p>2. 会長及び副理事長は、理事の互選とする。</p> <p>3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>4. 監事は前回大会長とする(前回大会長が不在の場合は前回大会長理事が代行する)。</p> <p>5. 相談役は会長が必要と認めた場合に、会長が指名する。 (会長の職務)</p> <p>第12条 会長は本会を代表し、本会の会務を統括する。 (理事の職務)</p> <p>第13条 理事は理事会を構成し、本会の運営および事業について企画処理する。 (監事の職務)</p> <p>第14条 監事は会計ならびに事業監査の任を負う。 (役員任期)</p> <p>第15条 会長の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>2. 理事および監事の任期は2年とし、再任は妨げない。</p> <p>3. 役員任期満了後も次期役員任期まで引き続きその任にあたる。</p>	<p>第4章 役員</p> <p>第10条 本会に次の役員をおく。 (1)会長1名(2)理事若干名(3)監事2名 (役員を選出)</p> <p>第11条 本会の役員は理事会において決議し、総会において承認を得るものとする。 (会長の職務)</p> <p>第12条 会長は本会を代表し、本会の会務を統括する。 (理事の職務)</p> <p>第13条 理事は理事会を構成し、本会の運営および事業について企画処理する。 (監事の職務)</p> <p>第14条 監事は会計ならびに事業監査の任を負う。 (役員任期)</p> <p>第15条 会長の任期は1年とし、再任を妨げない。</p> <p>2. 理事および監事の任期は2年とし、再任は妨げない。</p> <p>3. 役員任期満了後も次期役員任期まで引き続きその任にあたる。</p> <p>第5章 会計 (会費)</p> <p>第16条 本会の会費は別途に定めるものとする。</p> <p>2. 会費の変更については、理事会で立案し総会において決定する。</p> <p>(経費)</p> <p>第17条 本会の経費は会費、寄附金およびその他の収入をもって充当する。 (予算および決算)</p> <p>第18条 本会の予算および決算は理事会で決議し総会の承認を得るものとする。 (会計年度)</p> <p>第19条 本会の会計年度は毎年5月1日より始まり、翌年4月30日に終わる。</p>	<p>役員に関する議案は第1回理事会からの継続審議がなされている。毎年、会長が交代することが審議の継続性を妨げているため、ある程度継続可能な仕組みとする。会長任期は理事任期と同じ2年とする案を提案する。</p> <p>監事は本会の慣例により、前回大会長が務めており、これを明文化する。</p> <p>相談役は日本核医学会中国・四国地方会とのコネクションを持つ、三村先生や長木先生を考えている。</p>

日本核医学技術学会中国・四国地方会会則新旧対照表

新	旧	概要
<p>第6章 会議 (会議の種類)</p> <p>第20条 会議は総会、理事会、各種委員会とする。 2. 委員会に関する規定は、細則に定めるものとする。 (総会の開催)</p> <p>第21条 定期の総会は、毎年1回開くものとする。</p> <p>2. 会長が必要と認めるときは理事会の議決により、臨時総会を開くことができる。</p> <p>3. 会員の2分の1以上の請求があったときは、会長は速やかに臨時総会を開かなければならない。 (理事会の開催)</p> <p>第22条 定期の理事会は、毎年1回開くものとする。</p> <p>2. 会長が必要と認めるときは臨時理事会を開くことができる。 (会議の成立)</p> <p>第23条 総会には会員の10分の1以上の出席を要する。</p> <p>2. 理事会の開催には理事の2分の1以上の出席を要す。</p> <p>3. 理事が欠席する場合は、会長宛に委任状を提出する、または代理人を理事会に参加させること。</p> <p>4. 代理人は理事と同等の権限を要する。 (会議の決議事項)</p> <p>第24条 総会は次の事項を決議する。 (1)事業報告および会計報告 (2)事業計画 (3)その他、会則で定められた事項および理事会が必要と認めた事項</p> <p>2. 理事会は会務の執行に関する事項を決議する。 (会議の決議事項)</p> <p>第25条 総会および理事会の決議は、出席者の過半数の賛同により決定し可否同数のときは会長がこれを決定する。ただし、会則の変更については第26条に従う。</p>	<p>第6章 会議 (会議の種類)</p> <p>第20条 会議は総会および理事会の2種類とする。 (総会の開催)</p> <p>第21条 定期の総会は、毎年1回開くものとする。</p> <p>2. 会長が必要と認めるときは理事会の議決により、臨時総会を開くことができる。</p> <p>3. 会員の2分の1以上の請求があったときは、会長は速やかに臨時総会を開かなければならない。 (理事会の開催)</p> <p>第22条 定期の理事会は、毎年1回開くものとする。</p> <p>2. 会長が必要と認めるときは臨時理事会を開くことができる。 (会議の成立)</p> <p>第23条 総会には会員の10分の1以上の出席を要する。</p> <p>2. 理事会の開催には理事の2分の1以上の出席を要す。</p> <p>3. 理事が欠席する場合は、会長宛に委任状を提出し、代理人を理事会に参加させること。 (会議の決議事項)</p> <p>第24条 総会は次の事項を決議する。 (1)事業報告および会計報告 (2)事業計画 (3)その他、会則で定められた事項および理事会が必要と認めた事項</p> <p>2. 理事会は会務の執行に関する事項を決議する。 (会議の決議事項)</p> <p>第25条 総会および理事会の決議は、出席者の過半数の賛同により決定し可否同数のときは議長がこれを決定する。ただし、会則の変更については第26条に従う。</p>	<p>会議の種類に委員会を入れる。具合的な委員会の役割は細則に定める。</p> <p>代理人を理事の代行として認める。</p> <p>会議の決議事項は議長の権限ではなく会長が適切と考えられる。</p>

日本核医学技術学会中国・四国地方会会則新旧対照表

新	旧	概要
<p>令和3年6月19日一部改正</p>	<p>第7章 (会則の変更) 第26条 会則の変更にあたっては総会出席者の3分の2以上の賛同を必要とする。</p> <p>第8章 補足 (設立年月日) 第27条 本会は平成元年5月1日に設立。</p> <p>(細則) 第28条 この細則載せ公に必要な細則は別に定める。</p> <p>(付則) 1. 本会則は平成28年6月25日より発効するものとする。 平成8年6月9日一部改正 平成28年6月25日一部改正</p>	<p>付則の改定予定日は総会の日であるため</p>

日本核医学技術学会中国・四国地方会会則新旧対照表

新	旧	概要
<p>8. 地方会誌の発行は、毎年1回発行する。経費については会費から負担する。</p> <p>9. 委員会設置および運営に関する規程</p> <p>9-1 本学会の会務を遂行するために次の委員会を設置する。</p> <p>(1) 総務財務委員会 (2) 広報委員会 (3) 学術雑誌編集委員会 (4) その他委員会</p> <p>9-1-2 その他委員会は、理事会承認を経て設置することができる。</p> <p>(委員の構成)</p> <p>9-2 委員会の委員構成は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 委員会は委員長ならびに委員より構成する。 (2) 委員会には会長の指名する委員会担当理事を委員長として含める。 (3) 委員の選任にあたっては、委員長の推薦により理事会の承認を得るものとする。 (4) 委員の構成数は、実務内容に即し必要最低限とする。</p> <p>(委員会の業務)</p> <p>9-3 委員会は次の業務を行うものとする。</p> <p>(1) 委員長は委員会活動を理事会で報告する。 (2) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p>	<p>日本核医学技術学会中国・四国地方会細則</p> <p>1. この細則は日本核医学技術学会中国・四国地方会会則第27条により、会則の施行について必要な事項を定める。</p> <p>2. 学術総会開催は、各県持ち回り開催を原則とする。</p> <p>3. 会費は年1,000円とし、入会金は無料。</p> <p>4. 会の事務局は川崎医科大学附属病院核医学診療部内(〒701-0192 倉敷市松島 577 川崎医科大学附属病院核医学診療部(担当:阿部 俊憲) Tel: 086-462-1111)に設置する。</p> <p>5. 当会役員は、各県1名以上とする。</p> <p>6. 学術集会の経費については、会員会費より150,000円の補助をおこなう。その他必要な経費については開催者が負担する。</p> <p>7. その他、学術総会開催に関する必要な事項は、会則および細則に定める以外は会長および開催県の当会役員と協議しすすめることができる。</p> <p>8. 地方会誌の発行は、毎年1回発行する。経費については開催県が負担する。</p>	<p>8の地方会誌の経費は、会費を払っている会員にこそ見て頂くものと考え、地方会参加者ではなく、会員に向けて発行すべきであると考え</p> <p>委員会を常設するために、委員会細則を記載。</p>

日本核医学技術学会中国・四国地方会会則新旧対照表

新	旧	概要
<p>(総務財務委員会の業務)</p> <p>9-4 総務財務委員会は学会に関する総務、庶務等の会員事務処理を事務局と連携し統括、健全かつ有効な会務運営を図ることを主務とする。</p> <p>9-4-2 委員会の業務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会計の予算、決算に関すること</p> <p>(2) 学会財務の管理、運用および契約に関すること</p> <p>(3) 会務遂行上発生する事務的処理、管理に関すること</p> <p>(4) 総会運営および理事会に関すること</p> <p>(5) 諸文書および諸規程の保存、管理に関すること</p> <p>(6) 事務局の運営管理に関すること</p> <p>(7) 会務監査に関すること</p> <p>(8) 会員個人情報の管理に関すること</p> <p>(9) その他の財務・庶務事項に関すること</p> <p>(広報委員会の業務)</p> <p>9-5 広報委員会は会員に対して医療における核医学技術学の有用性の啓発と、学会事業の広報に関すること、ならびに、ホームページについて管理・運用することを主務とする。</p> <p>9-5-2 委員会の業務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 学会事業の広報に関すること。</p> <p>(2) 会員からの相談、問合せの対応に関すること。</p> <p>(3) ホームページの管理・運用に関すること。</p> <p>(4) 本学会から学会外のメディアによる広報に関すること。</p> <p>(学術雑誌編集委員会の業務)</p> <p>9-6 学術雑誌編集委員会は学会誌の編集、発刊ならびに学会内外の学術情報の収集、紹介および登録することを主務とする。</p> <p>9-6-2 委員会の業務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 編集、刊行企画に関すること。</p> <p>(2) 投稿後抄録の審査に関すること。</p> <p>(3) 学会誌の編集、刊行に関すること。</p> <p>(4) 学術団体等との連携および関係の推進に関すること。</p> <p>10. この細則は、理事会の決議により変更することができる。ただし理事会で必要と認める細則については総会の承認を得る。</p>	<p>9. この細則は、理事会の決議により変更することができる。ただし理事会で必要と認める細則については総会の承認を得る。</p>	